大礼委員会設置内規

- 第1条 大礼に関する重要事項を審議し、その執行の円滑化を図るため、宮内庁に 大礼委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

事 委員長の委嘱する者

委員長 宮内庁長官

副委員長 宮内庁次長 侍従長 上皇侍従長 皇嗣職大夫 式部官長 委 員 審議官 宮務主管 皇室経済主管 侍従次長 上皇侍従次長 皇嗣 職宮務官長 式部副長(2人) 書陵部長 管理部長 京都事務所長

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 第3条 委員長は、会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、また、委員長に事故があるときは、あらかじめ 委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、会務を行う。
- 4 参事は、委員長の特命事項に参画し、意見を述べ、必要な事項を処理するものとする。
- 第4条 委員会に次のとおり幹事を置く。

秘書課長 総務課長 宮務課長 主計課長 用度課長 参事官(2人) 侍従職事務主管 上皇職事務主管 皇嗣職事務主管 式部官(3人) 図書課長編修課長 陵墓課長 管理課長 工務課長 庭園課長 大膳課長 車馬課長宮殿管理官 調査企画室長 報道室長 京都事務所次長 その他委員長の指名する者

- 2 幹事は、会務について、委員を助ける。
- 第5条 委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は、関係の委員及び幹事とし、委員長が指名する。
- 第6条 委員会の庶務は、秘書課において行う。
- 第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。